

令和3年第1回教育委員会会議

令和3年1月13日

午前 9時30分 開会

1 開会宣言

○葛西教育長 ただいまから令和3年第1回教育委員会会議を開会いたします。

会期は本日限りといたします。

本日の会議の欠席者を教育総務課長から報告願います。

○長谷川教育総務課長 本日は欠席者はありません。全員出席でございます。

以上です。

○葛西教育長 傍聴者はおみえですか。

○北川教育総務課主幹 傍聴者はありません。

2 教育長職務代理者の指定

○葛西教育長 会議に先立ちまして、教育長職務代理者の指定を行います。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律において、教育長に事故があるとき、または教育長が欠けたときは、あらかじめ指名する委員がその職務を行うとなっております。また、四日市市教育委員会会議規則においては、教育長職務代理者は教育長があらかじめ2人を指定するものとするとしております。これまでは第1順位職務代理者に渡邊委員、第2順位職務代理者に豊田委員を指定しておりましたが、渡邊委員が退任されましたので、新たに指定させていただきます。つきましては、第1順位職務代理者は豊田委員を指定したいと思います。また、第2順位職務代理者には伊藤委員を指定したいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

3 会議録署名者の決定

○葛西教育長 それでは、会議録署名者の決定に移ります。

お諮りいたします。

本委員会の会議録署名者として、鈴木委員と数馬委員とでお願いしたいと思いますが、御異議ございませんか。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○葛西教育長 御異議がないようですから、提案どおり決定いたします。

4 議事

○葛西教育長 これより議事に入ります。

本日の議事は、議案1件、協議事項2件、報告事項4件ですが、協議事項、令和2年度卒業式について、市立小中学校における夏季休業以降の取組等については、対応を検討中の事項であるため、非公開で審議する必要があると考えます。また、報告事項、四日市市教育大綱の改訂については、今後、総合教育会議等で審議、検討される事項であるため、非公開で審議する必要があると考えます。委員の皆さん、御異議はございませんか。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○葛西教育長 御異議がないようですから、後ほど非公開にて審議いたします。

(1) 議案

議案第1号 四日市市文化財保護審議会への諮問について

○葛西教育長 それでは、議案の説明に入ります。

議案第1号、四日市市文化財保護審議会への諮問についての説明をお願いします。

○伊藤社会教育・文化財課長 社会教育・文化財課、伊藤でございます。どうぞよろしくお願いたします。

関係資料の1ページを御覧いただきますようお願いいたします。

文化財保護審議会の諮問といたしまして、有形文化財である槍、銘は備州長船法光についてでございます。

あわせて、2ページも御覧いただきますようお願いいたします。

こちらは山田町の安性寺さん、代表役員であり、住職であられる竹内宜秀様から申請が上がってきたものでございます。

この備州長船法光が長享2年、長享というのが1488年に当たるんですけども、その時代に作られたという槍でございます。この作者である長船法光は、8番のところにもありますように、室町時代に備前の国で活躍した刀工であるということです。この槍には法光の名前が残されている。そして、長享2年に作られたという銘が残っているというあたりで当時の様子が分かる。室町時代、戦国時代にも入っておりますけれども、その時代

の様子が分かるということで価値のあるものということでございます。

また、この法光の作品については、ほかの県とか、あるいは国指定にもございます。そういったところで現存作が比較的少ない刀工であるというところでございますが、この山田町に残されていたということでございます。

そして、9番にありますように、今回諮問させていただいて指定文化財とされたときには、よりよく保存し、後世に伝えていきたいという所有者さんの御希望がございまして、市立博物館に寄託をしたいという御希望を持っていただいております。

3ページを御覧くださいませ。

3ページ、4ページには写真を載せております。槍でございまして、その刃の部分を中心に、今年の4月から10月にかけて、所有者様で研磨修理をしていただきました。その写真がちょっと分かりにくくて申し訳ないんですが、修理前と修理後、刃の状態もとてもよくなったということでございます。

これは小山田の山田城を築城したとされる矢田監物が所持したという言い伝えがございまして。そういったところで、小山田に残っている子孫の矢田家から現存所有の安性寺さんは預かったものということでございます。

このように、研磨修理を出されたときも、これは価値のあるものだということも、そういったお言葉も頂戴しているようで、今回、指定文化財として認定されて、そして、博物館に寄託して後世まで残していきたいという御希望を持っていただいております。

説明は以上でございます。

○葛西教育長 この備州長船法光の槍ですけれども、子孫の矢田家の方から安性寺さんに預けられたと。そこで、これを後世に伝えていくためにきちっと研磨をして、文化財として認定された上で博物館へ納めていただいた。そして、市民の皆様、いろんな方にも機会をみて公開していただきたいと、そういう趣旨で出されたものだという説明でございました。何か御質問があれば。

○伊藤委員 今回、文化財指定ということで申請されたということなんですけれども、いわゆる備州、備前の長船、これは1つの刀工が刃を作るようなものらしいんですけど、こういう作であるということは分かっている、それで、今回、文化財に指定するというのは、これまでも分かっておったんですけども、改めてこうやって研磨もされたら、そういう意向なんですか。

○伊藤社会教育・文化財課長 研磨はもう既にされましたけれども、やはり研磨をするま

で、研いで刃文を出さないと価値が判断できないということが言われていたそうで、今回、研磨していただいて価値があるものだという事は言っていたと思います。

○伊藤委員 改めてその辺りがはっきりしてきたということですか。

○伊藤社会教育・文化財課長 そうですね。

○葛西教育長 よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○葛西教育長 それでは、御異議がなければ採択とします。文化財保護審議会でどうぞ調査をよろしく願いいたします。

(2) 報告

1 令和2年度第1回四日市市教育施策評価委員会の視察について

○葛西教育長 続いて、報告事項に入ります。

令和2年度第1回四日市市教育施策評価委員会の視察についての説明をお願いします。

○田中教育総務課政策グループリーダー 教育総務課政策グループリーダーの田中がございます。

資料は事前に配付させていただきました令和2年度四日市市教育施策評価委員会の視察についてを御覧ください。

本年度の施策評価の重点項目といたしまして、第13回教育委員会定例会におきまして基本目標1の確かな学力の定着を選定いただきました。

そして、第1回視察といたしまして、令和2年11月17日に確かな学力の定着、ICTを活用した教育の充実、発展に係る施策の実施状況をテーマに、今年度、自動採点ソフト、AI型教育キュビナを先行的に導入し、少人数教育における個別最適化された学びを実現するため、その効果を検証している橋北中学校へ視察を行いました。また、第2回としまして、1月26日に第1回と同じテーマで本市の指定するICT活用実践推進校である大矢知興譲小学校の視察を行う予定でございます。

本日は、第1回目の視察の報告をさせていただきます。

それでは、資料をめくっていただきまして、3ページ目を御覧ください。

視察は昨年11月17日火曜日の午前に、橋北中学校に行っていまいりました。出席者は資料記載のとおりで、今回は2名の教育委員として、伊藤委員、鈴木委員、教育長にも出席いただきました。視察当日は、タブレットを活用した2年生の数学の授業を視察後、

教育支援課よりICTを活用した教育の充実、発展についての説明、視察校の校長より教育現場での取組、子どもたちの様子などの報告を受け、評価委員と懇談を行うという形で進めてまいりました。授業視察は、キュービナによる自主学習の様子、五、六人のグループに分かれてのグループワーク、グループごとの成果発表などの様子を視察いたしました。

その後の懇談会での視察校からの報告では、資料の5、視察校からの報告でもまとめてございますとおり、ICT活用が比較的順調に進んでいるのは、小規模校の特性を生かし、フットワークよく進められたこと、教職員のやる気や意欲によるものであると分析しているとの報告がございました。また、ICTの導入が決まってからは、生徒がタブレットを使いこなすことを目標に2人体制で授業を行っていること、コロナの感染状況により、いつ臨時休校に入るか分からないため、どのような状況でも学習保障ができるように、2学期に入りすぐ教職員にはZoomの校内研修を行い、生徒には使い方の指導を授業等で行ったことなどの報告が併せてございました。それら授業の視察と報告を踏まえまして、施策評価委員との懇談が行われました。

施策評価委員からは、ICTを活用した教育によって個別最適な学び、学習の効率化が進んでいくことが期待できるという評価とともに、教員のICT活用も含めたスキルアップなど、課題や今後の改善点など、御意見をいただいております。

評価委員からいただいた御意見につきましては、資料の6から以降、まとめてございますが、主なものを御紹介させていただきます。

まず、織田委員からは、ICT機器のスキルの習熟はとにかく使ってみようというスタンスが重要であるという点、キュービナを活用することのメリットは、従来の一斉授業では困難なことに取り組むことができること、次ページになりますが、ICT活用型の授業については、デメリットではなく、メリットに目を向けていく必要があるという御意見をいただいております。

また、岩崎委員からは、ICTを活用して、どのような教育の充実、発展を図るのかという目的の共有が教育委員会と教育現場に必要であるということ、現時点では使えることに重きを置く段階ではありますが、教育委員会として次のステップを示すことが必要であるという将来的な計画の必要性についての御意見をいただきました。また、タブレットの持ち帰り、家庭学習と反転学習への応用についてもロードマップを教育現場に示す必要があるということもいただいております。

草薙委員からは、ICTの活用による可能性は評価した上で、個別最適化をAIだけに

頼るのではなく、指導者が個別の生徒の弱点やつまづきを具体的に把握して直接生徒に関わって支援することも重要であること、タブレット導入の前後で生徒の変容、成長の姿を具体的に把握する必要があるというタブレット導入の成果をどう評価していくかという点について御意見をいただいております。

また、岡田委員からは、紙とICTのハイブリッド化を進めていく必要があるということ、ICTのメリットについていろいろと上げていただいた上でICT活用の課題について幾つかの御意見をいただいております。さらに、今後は学力定着度合いの検証等をどうしていくかという点について押さえていく必要性について御意見をいただきました。

また、次のページ、5ページとなりますが、松崎委員からは、教員の意識が学校内で統一されていることがまず重要であるということ、タブレットを活用することによって具体的にどのような力がつき、学力にどのように反映されたのか調査し、今後検証していく必要があるということ、また、今後タブレットの持ち帰りが可能になると学校は家庭でもできる個別学習よりも共同学習をする場としての重要性が一層深まるなどの御意見をいただいております。これらの御意見を基にまた2回目もいろいろと御意見を伺っていきたいと思っております。

報告は以上でございます。

○葛西教育長 教育政策評価委員、橋北中学校のICTを活用した授業を見ていただいたわけですから、それで、施策評価委員からこのような意見をいただきました。次回、1月26日に大矢知興譲小学校、ここも推進校ですけれども、これも見ていただいてまた御意見をいただきます。そして、その後、教育委員の皆様と意見交換をしていただくと。その中のエキスの部分を要は学校現場へ伝えていく、あるいは第4次学校教育ビジョンの中にどう落とししていくかと、そういう作業も並行して進めていくということになるかと思えます。ですから、今年の5月、6月、また、7月、8月と、そのようにして議論を深めていければなと思っております。

今回、伊藤委員と鈴木委員、参加していただいたんですけども、いかがでしたか。

○伊藤委員 これまで四日市市が進めてきた授業実践、その中で対面の部分を大事にしたと。人とつながる。先生と子ども、子ども同士、つながっていく。保護者も幾らか授業と直接ではないですが、そういうものをベースにししながら、このICTを活用して個別的な学びと、それから、共同的な学びをどう実現していくかと。今、自分たちはその辺りに立っていると思うんです。そういう意味で橋北中の授業を見せてもらったときに、その要素

をしっかり把握して、それにかみ合った授業を見せていただいたと自分は思っています。

そういう意味で、どうやって各学校に進めていくかというのは、橋北中の場合は特に数学の授業を指導されていた2人の先生が校内の牽引役みたいな形でした。これは橋北中のスタイルかもしれないけれども、やはりこういう一定のリーダーシップであったり、いろんな提供というんですか、進んでいくためのいろんな話題であり、材料を提供する人と、そして、それを受け入れていく教師集団というものが徐々に底上げをされていくと、そういうイメージが橋北中の場合は今いい形で進んでいるので、こういうことが各学校で進んでいくということもあって、この提案がかなり有効な1つの姿を見せていっているのではないかなという印象を受けました。

○葛西教育長 鈴木委員、いかがですか。

○鈴木委員 子どもたちがグループワークとか、そういうのをしているときにしっかりと分からない子にも説明をしたりとか、そういうことができていましたし、さらにそれをクラス全員で共有できているというところはやはり目に見えることでよかったなとすごく思いました。

あとは、数学を見せていただいていたんですけれども、そのほかに苦手な部分、分かる子は分かるけど、分かりにくい子がたくさんいる、そういうポイントというか、そういうことをしっかりと話をしたりとか、できていたかなというのを感じました。

伊藤委員からは、学校でのしっかりとしたリーダーをつくって進めていくということが各学校でできるかどうかというお話をいただきましたけれども、やっぱりなかなか先生方でも機械をいじるのが苦手という方もいらっしゃると思いますので、そういうところを、人材がなかなかいらっしゃらないということもありますけれども、若い方に担っていただいで進めていったりとかするということは大事なのかなと思いました。スマホとか、コンピューターとか、そういうのを使っておられる方がたくさんいらっしゃると思うので、やっぱり学校を皆さんで進めていく中で大切になってくるかなということを感じました。

あとは姿勢もちょっと前かがみになっているのが一番気になっていて、目の近さとか、そういうのももうちょっと何とかならないかなと思いました。

○葛西教育長 この姿勢というのは今までを見せていただいた学校も子どもの姿勢が前向きになるというのはどうも気になっているところですので、これはスキルを各学校に伝えていくのと同時に、やっぱり子どもの健康を守るためにポイントも幾つか出ていると思いますので、そういうポイントを明確に示して、例えば30センチほど距離を取るだとか、そ

ういうことがありますから、同時にそれらもしっかりと伝えていかきゃならないかなと思います。

また、この橋北中は小規模校の中で数学の先生お二人が牽引しています。子どもたちはそこでかなり指導を受けて、そして、それが他教科にもいい影響を与えている。その学校に合った方法で浸透させていて、そういうところが非常によかったのかなということですね。それと、やっぱり4人の少人数の学び合いというか、教え合いというか、そこで子どもたちの人間関係がきちっと成立していて、そこでお互いが意見を言って、分からないことについて教え合うと、そういう姿も見られたということでした。

では、次は大矢知興譲小学校です。それをまた見ていただいて議論を深めていきたいなと思っております。

2 令和2年12月定例会議会の報告について

○葛西教育長 それでは、次、令和2年12月定例会議会の報告について説明をお願いします。

○松岡副教育長 資料につきましては、A4ホチキス留め横の資料を御用意いただきたいと思えます。令和2年12月市議会定例会議会の報告でございまして、表紙をめくっていただきまして、3ページから代表質問の内容になってまいります。

今回、森市長が2期目を迎えるに当たりまして所信表明が行われました。それについての代表質問が今回の議会にございましたので、順次御説明から入らせていただきます。

まず、公明党の樋口博己議員から2点ほど書いてございまして、上は教員がタブレットを活用するためのスキルの向上にさらに取り組んでいく必要がある。どのように取り組んでいくのかということについては、現在、出前研修を実施したり、パンフレットを作成したりしていると。令和3年度からはICT支援員の派遣回数を増やしていくというようなところでお答えをさせていただきました。

それから、2つ目は、学校業務アシスタントが配置をされて教員の負担軽減が図られている。さらに働き方改革を進めるための学校事務のデジタル化の推進についてお尋ねをいただきまして、現状では自動採点できるドリルシステムを導入したりしていると。これまで特に採点とか問題づくりの業務を効率化することにもつながっているもので、今後もデジタル化を推進していくといったことでお答えをいたしました。

次、めくっていただきまして、4ページでございます。

4 ページは、川村議員からはコロナウイルス感染症による影響ということで、新教育プログラムの6本の柱の見直しが必要ではないかということでございますが、これはこの新教育プログラム、新たな教育課題を踏まえたものとなっており、その取組を加速、充実させながら進めていくということでお答えいたしました。

それから、次の欄の小林博次議員ですけれども、小中一貫の不登校特例校を建設すべきと考えるが、どうかということでございますが、これについては登校サポートセンターを核として学校支援体制を充実させていくということで御答弁申し上げます。

それから、資料を進めていただきまして、6 ページをお願いいたします。

6 ページからは一般質問の内容になってまいります。

まず、小田あけみ議員からは、前回の一般質問に続きましてイェナプラン教育について御質問をいただきました。イェナプランの中で自学自習の時間を部分的に導入することは可能かということでございましたんですが、これについては教員に系統的な研修ができないことから、施策として実践するよう示すことは、これは控えるべきであるということで御答弁を申し上げたというのが主な内容でございます。

それから、次、7 ページは、後藤純子議員からマスクの着用についてということで御質問をいただきまして、②のところを御覧になっていただきますと、マスク着用の時間が増えてきていて、マスクを外すこと自体を不安に思う子どもが増えてくるのではないかと。マスク依存症を防ぐため、どのような指導をしているのかということでございまして、これにつきましては、心の不安からマスクを手放せなくなっている児童生徒にはストレスや不安な気持ちに寄り添いながら、きめ細やかな保健指導を行っていくというところで御答弁を申し上げたということでございます。

それから、次、8 ページでございますが、伊藤嗣也議員からは、給食センターで井戸水の使用をなぜ検討しないのかということでございました。これは国の学校給食衛生管理基準に水道水を使用することが望ましいとの見解が示されているということで御答弁申し上げます。

それから、次が荻須議員からは水泳の授業について御説明いただきまして、通年授業として民間委託はできないかという内容でございましたんですが、③の下ですけれども、民間委託についてはメリットやデメリット、プールの老朽化などの状況を踏まえまして総合的に検討する必要があるということで、今後研究を進めていくということで御答弁を申し上げたということです。

それから、9ページ、引き続き荻須議員でございますけれども、コロナ禍での小学校授業の対応状況などについてでございますが、来年度以降も夏休みの補習授業は実施するのか、学習指導員はどうか、あわせて、小学校教科担任制について御質問をいただきまして、補習授業などについては教育課題検討委員会において継続的に協議を行っているということと、学習指導員は県に対して配置の要望をしております。それから、教科担任制につきましては、令和3年度、これまでの取組をベースといたしまして、学びの質がより一層高まるような教科担任制に向けて取組を進めていくということで御答弁申し上げます。

次に、10ページをお願いいたします。

10ページは共産党の豊田祥司議員から、コロナウイルス感染症による臨時休業によって勉強と遊びや休息についてバランスを取るなど、柔軟な教育はできているのかということでございまして、この辺りは夏季休業、冬季休業の期間を変更したりしてきたんですが、子どもたちにとって無理のない教育課程を編成している。時間割編成、学校行事の重点化によって過度な負担を強いることなく指導できたと考えると御答弁申し上げます。

それから、2つ目は、少人数学級の実現に向けて国や県に働きかけるべきだということでございますが、これについては県に30人以下学級編制の拡充の要望をしていくとともに、国や県の動向を今後とも注視していきたいということで御答弁申し上げます。

次ページ以降は常任委員会の内容になってございまして、まず12ページをお開きになっていただきますと、補正予算、新教育プログラム推進事業でキャリアパスポートについて御説明申し上げます。

荒木委員からは、小中、中高と進学していく中でつながりが途切れないようにしてほしいという御意見をいただいたというところでございます。

次、13ページでございますが、13ページは工事費の受水槽及び高架水槽の減額補正でございまして、夏休みの期間短縮により、来年度は28日あれば工事が可能になるかという御質問をいただきまして、これは可能ということでお答えをしました。

次は、14ページからは協議会の内容になってございまして、3つございます。

まず、15ページ、四日市市教育大綱の改訂についてということで御意見をいただきました。2つ目の川村議員のところを御覧になっていただきますと、②のところ、なぜ生きるのか、勉強するのか、この答えが見つかる、そんなヒントが大綱の中にあるとよいと考えるという御意見をいただいたんですが、教育長からは、②の答弁の後段なんですけれ

ども、なぜ生きるのかという答えは人によってそれぞれであると。先輩、友人、先生たちのいろんな人に問いかけ、その答えを自分で考えていくものと思っているということでお答えを申し上げたところでございます。

それから、その下の石川善己議員からは、心の強い子、これを大綱の中に入れることはできないかということで御意見をいただきました。

次、16ページをお願いいたします。

16ページ、荒木委員からは、③のところに書いてございますけれども、予測不可能な時代を乗り越える力をこうやってつけていく、そのための大綱であるので、具体的に5つの理念に示すというような構成にしてほしいという御意見をいただきました。

17ページ、伊藤昌志議員からは、コロナウイルスに関しまして指定感染症ということで現在2類相当であるんですが、5類になると大綱に入る意味を持たないので、その辺のところも検討をいただきたいということでございました。

それから、次、18ページを御覧になっていただきますと、18ページは新しい奨学金制度の創設事業についてということで、3人の方から御意見をいただきました。

中村議員からは、④のところに書いてあるんですけども、若者が都会に流出するのをとどめるという意向が働いていると思うと。定住促進のために若者を奨学金に縛りつけないようにしてほしいという御意見をいただきました。

あわせて、次の欄の川村議員からは、定住という条件はハンディキャップになるということも御意見をいただきました。

竹野委員、この協議会の委員長ですけれども、協議会の意見を踏まえて検討を進めてほしいというような御意見でございました。

それから、次、19ページでございますけれども、学校給食費の公会計化ということでございまして、3人の方から御質問いただきました。

荒木議員からは、現在の三重県教育文化会館のシステムを使うのか、本市に即したカスタマイズされたシステムを使うかということで、これについては四日市市の状況に合わせた形を調整しているということでお答えをしました。

それから、3人目の石川議員からは、口座振替手数料のことも2つになる。それはどうなのかということでございますが、公会計化後の給食費は保護者に負担をしてもらわないということでお答えをさせていただきました。

次が20ページからは産業廃棄物処理業者からの損害賠償請求事件における和解案への

対応についてということで御説明を申し上げたところでございます。

21ページにいただいた御意見を書いてあるんですけども、川村議員からは四日市の弁護士の判断はどうか、立証責任が相手方にあることを言わなかったのかということとか、伊藤昌志議員からは作業員の主張の信頼性が高いと判断されたのか、あるいは学校側の過失がゼロであると主張してきたのか、和解金の内訳は示されたのかということで御質問をいただきました。

それから、最後の項目になりますが、付託議案でございまして、給食センター整備運営事業に係る契約の締結についてということと、大矢知興譲小学校特別教室棟の増築工事ほかの契約事案でございまして、給食センターは、先ほどの質問の中にあつた水道水を水源とする理由を確認したいということでございまして、先ほどと同様に、文部科学省の定める基準について、水道水を水源とする水を使用することが望ましいとされているということで説明申し上げまして、可決をいただきました。

それから、24ページでございましてけれども、工事請負契約については質疑なしということで終了をしたということでございます。

私からは以上でございます。

○葛西教育長 このようにまとめてありますけれども、何か御質問、このところをもう少し詳しくお聞きしたいというところがあれば御質問いただきたいと思います。

○鈴木委員 質問とかではなくて、7ページの後藤議員が言われたことでマスクに関することなんですけれども、マスクというか、感染症に対して四日市市が感染症だよりとか、6か国語に翻訳して小中に配付しているのを私も実際見まして、定期的に手元に来たりとか、あと、メールとかでしていただいているのはすごくありがたいなと思いました。やっぱり忘れた頃というか、そういうときに自分たちの危機感がなくなっているということもありますので、定期的にこういうのは続けていただけたらなと思いました。

○内村学校教育課長 まさに鈴木委員がおっしゃるとおりで、やはりどうしても緩みがちであったり、あるいはきちっと国からの指示、基準が変わって変更されるようなこともございますので、定期的にそのときそのときに応じた形で保護者の方への周知を図るのが望ましいというふうに考えております。ここ近日の中では始業式の日それぞれ保護者向け、家庭向けの文書を学校教育課から学校を通じて発出させていただいたところでございます。

○葛西教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

じゃ、今回はこの程度といたします。

3 四日市市指定無形文化財の指定解除について

○葛西教育長 それでは、次に、四日市市指定無形文化財の指定解除についての説明をお願いします。

○伊藤社会教育・文化財課長 社会教育・文化財課、伊藤でございます。

お手元の資料、市指定無形文化財「四日市萬古焼」の文化財指定解除についての資料を御覧いただきますようお願いいたします。

今回は文化財指定解除について御報告を申し上げます。

こちらにありますように、四日市萬古焼、無形文化財ということになっております。無形ですので、形がない、伝統的な萬古焼の技法に対して指定されているということで、無形文化財という形になっております。

そして、1番の経緯でございますように、昨年9月、その萬古焼の伝統的な技法を持っていた技術保持団体である四日市萬古焼伝統技術保存会さんが解散を議決されました。そして、昨年の終わりに私どもに会長の清水酔月様から解散届が提出されたということでございます。

経緯にはこのように書かせていただいておりますが、以前からこの無形文化財はその方の持つみえる技、技術でございます。平成5年に指定はされておりますが、そのときには団体、この技術保存会さんに認定をさせていただいていたんですが、この萬古焼を作るに当たって分業制ではないというところですので、団体の認定はおかしいんじゃないかという意見も私どもの文化財保護審議会の委員からもございました。また、保持団体である技術保存会さんからも疑問の声が上がっていたということがございます。御説明させていただいたり、団体さんから、保存会さんからもお話をいただいたりする中で保存会さんがこの保持団体というのを解散しようということで、今回、解散届を出されたということになります。

そして、2番の対応のところでございますが、文化財保護条例にのっとりまして、保持団体が解散されたときは市指定無形文化財の指定は解除されたものとする。この場合には委員会はその旨を告示するものとするというふうでございます。この保持団体さんがいなくなったということで文化財の技術を持っている団体がなくなったということになりますので、保持団体さんの認定が解除される。そして、また、萬古焼の指定も解除されるということになります。

先ほどの檜については、有形文化財ということで今から指定を諮問させていただくので文化財保護審議会にかけさせていただくんですが、こちらについては審議会にはかける必要はございませんので、今度の2月4日の文化財保護審議会にも報告という形を取らせていただくこととなります。

3番が指定が解除される文化財について、先ほども申しました四日市萬古焼、平成5年8月に指定されたものが今回は解除という形になります。

保持団体さんが先ほども申しました萬古焼伝統技術保存会、ここの括弧にありますように、実はこの伝統技術保存会さんというのは経産省が管轄としている伝統工芸士さんの集まりでいらっしゃいます。伝統工芸士の資料につきましては、次のページに参考資料をつけさせていただいてあるんですけども、伝統工芸品としての四日市萬古焼はもちろん存続しております。無形文化財はやはり文化的、芸術上の価値の高いものという視点がございいます。そんなことで、今までは伝統工芸品、伝統工芸士の団体さんであるところがイコールで、この無形文化財の保持団体として認定をさせていただいていたというところ辺も視点が違うであろうというところも1つ疑問のあるところでもございました。そういったことで、無形文化財としての四日市萬古焼という名称はなくなるんですが、伝統工芸品としての四日市萬古焼はそのまま存続されるところでございます。

とはいえ、やはり私たちもこの四日市萬古焼の文化的な価値もあるということは認識しておりますので、今後は団体の解除はされておりますけれども、伝統工芸士であるかどうかに関わらず、優れた陶芸作家さんの技について、個人の技術保持者認定というのを進めていきたいと考えております。それによって萬古焼が一層クローズアップされてイメージアップもされることを私たちも期待しているところでございます。

そういった形で、この無形文化財四日市萬古焼の保持団体さんが解散されたことによって、一旦、四日市萬古焼の文化財の指定を解除させていただくという運びになりましたことを御報告させていただきます。よろしく願いいたします。

○葛西教育長 市の指定無形文化財、四日市萬古焼の文化財指定解除ということで、経緯をかなり詳しく話していただきました。平成5年に団体として四日市無形文化財が指定されたということだったんですけども、やはりそれが市で技術団体、保持団体を団体として指定していくと、そのこと自体がこのような陶芸のものについては技術が一体としてあるという観点から、やはりふさわしくないのではないかと、そういう議論もあり、また、内部からもそういうお声があったということでした。今回、団体としての認定はなくすけ

れども、今後、個人の認定にしていくと、そういう方向性を出していただいたわけですが、数馬委員、萬古焼会館の館長をお務めいただいておりますが、いかがでしょうか。

○数馬委員 今回の御説明で私は納得といたしますが、個人に対して与えられることが増えていきますと地場産業の四日市萬古焼の格が上がっていくと思います。それは全国的にも今インターネットで海外からも受注があったりするんですが、とてもよい方向に進むのではないかと思って、御多分に漏れず継承がなかなか難しい産業になっておりますので、そういうことが四日市市で暮らす若者にとっても励みになっていくのではないかと思って、とてもよいことだと感じております。

○葛西教育長 ありがとうございます。ほかに御意見がございましたら。

○伊藤委員 個人の技術保持者というのは、陶芸に関わらず、市が指定をされておるんですか、今も。

○伊藤社会教育・文化財課長 実はこの萬古焼もお一人、伊藤美月さんが手ろくろ成形ということで1つの技術を持っていただいているということでございます。あとお一人、2年前でしたか、日永うちわの稲垣和美さん、こちらも個人で日永うちわを作っていただいておりますので、市指定とさせていただきます。この2件です。

○伊藤委員 それを今後増やしていくというか、そういう人であれば保持者という形で認定していくということですね。

○伊藤社会教育・文化財課長 はい。

○葛西教育長 よろしいでしょうか。これはある意味1つの転換期と、そういう時を迎えたのかなと思います。今までいろいろ議論もあり、動きもあったわけですが、今回このように正式に指定を解除して新たな方向性を見いだす。そして、数馬委員がおっしゃられたように、このことによって格が上がっていくんだと。それで、継承が難しいとされているこの萬古焼の技術について、四日市に暮らす若者がそれをまた目指して頑張っていくと、そういういい循環を与えるだろうと、そういう御意見をいただいたところです。

(3) 協議

1 令和2年度卒業式について

○葛西教育長 それでは、これよりさきにお諮りしました非公開の案件に入ります。

傍聴の方はおみえになりませんね。よろしいですね。